

3分で読む!



「廃棄物管理が気になる!」環境担当者様へ

AMITAのVOL.44 リサイクル通信

2008年02月

編集・文責 / アミタ株式会社 / 無断転載禁止
Copyright (C) 2008 AMITA CORPORATION.

リサイクル通信の製作を担当している渡邊です。2004年5月の創刊時は約230だった配信数が、4年近く経った今では約4600と、20倍になりました。さらに皆様のお役に立てる存在であるようにがんばりますので、今後ともアミタ株式会社をよろしくお祈りします。

準備は万全ですか? 運用のポイントを事前にチェック!

『交付等状況報告書の報告漏れを防ぐ』

いよいよマニフェストの交付状況の報告制度が復活します。報告書を作成することで運用の間違いに気付くこともあるかもしれません。運用の見直しで視野に入れて取り組むとよいでしょう。

そこで今回は、

交付等状況報告書の制度の見落としがちなポイントをチェック!



<p>まずは</p> <p>作成の基本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の種類ごと、処理フローごとに報告。 ・交付日が3月31日までのマニフェストが対象 (B2票等の返送は4月以降でよい)。 ・電子マニフェスト使用分は報告不要。 ・自社で行った運搬や処分は報告不要。 ・法律上マニフェストの作成は義務づけられていないが、社内ルールでマニフェストを使用した場合は報告不要。(例:有価物の場合など)
<p>報告漏れとなりやすいケース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬のみ、処分のみを委託しているときも報告。【ケーススタディ】を参照 ・電子マニフェストを使用している場合、処理フローの一部で紙マニフェストを使用した場合はその分を報告。 ・1事業場内の複数の部署がマニフェストの発行を行っている場合、全ての交付状況をまとめて報告。本当に全て管理できているか確認。

【ケーススタディ】

A工場から同じ会社のB工場に産業廃棄物を運搬する場合、自社運搬ならマニフェストの交付は不要ですが、他社に運搬を委託する場合は交付が必要です。このように運搬のみを委託している場合であっても、交付等状況報告書の作成は必要です。



マニフェストの交付が必要なのは「産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合」です(廃棄物処理法第12条の3第1項を参照)。よって自社で運搬するか、他社に委託するかがポイントとなります。

参考:マニフェスト交付等状況報告書Q&A集(東京都) <http://www.2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/todoke/kofujokyo/QA.pdf>

また、自治体によっては報告書のフォーマットを変更している場合がありますので、ホームページなどで確認するとよいでしょう。

アミタ流! マニフェスト報告漏れ防止のカギ

マニフェスト制度の本質がきちんと理解できていれば、報告書の作成でも困ることはありません。迷うようなケースがあったときは自治体に相談し、報告漏れがないようにしましょう。

アミタでは、各自治体の事前協議の有無やその内容をまとめた一覧表を提供するサービスを行っています。ご興味のある方は本FAX右下のフリーコールまでご連絡ください。

アミタでは、各自治体の事前協議の有無やその内容をまとめた一覧表を提供するサービスを行っています。ご興味のある方は本FAX右下のフリーコールまでご連絡ください。

各自治体のHPで確認できますが、細かな取り決めは実際に問い合わせないと分からないことがあります。例えば、自治体により最終処分を目的とした廃棄物の搬入の禁止、年度毎の排出計画量が100トン未満の搬入に関しては申請不要の場合があります。また、事前協議制度がない自治体もあります。

A

事前協議は申請者が排出事業者になる場合もあれば処理業者になる場合もあります。事前協議の内容は自治体によって異なり、各自治体の条例や要綱によって定められています。条例や要綱は各自治体のHPで確認できますが、細かな取り決めは実際に問い合わせないと分からないことがあります。例えば、自治体により最終処分を目的とした廃棄物の搬入の禁止、年度毎の排出計画量が100トン未満の搬入に関しては申請不要の場合があります。また、事前協議制度がない自治体もあります。

Q

県外にある処理業者に産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者が事前協議を行うと聞いたのですが本当でしょうか。

廃棄物関連法Q&A



教えてアミタさん!

企業の環境・廃棄物対策は、総合環境ソリューション企業・アミタへお気軽にご相談下さい。

自分で法令集が引ければ、マニフェストの運用はおそるに足りません!

廃棄物管理の法と実務セミナー

【実践編】2/19開催 【基礎編】(2/18)との連続開催になります。



お問合せ・ご質問は

0120-936-083

<http://www.amita-net.co.jp/>

アミタ株式会社 カスタマーサービス部

配信中止希望の方は下記にチェック / 右記にご記入の上、FAX:03-5215-8278まで送信をおねがいします。 | 会社名

配信中止希望 理由 不要 本人不在 その他()

お名前

FAX番号

本FAX情報サービスをお読みいただいている皆様へ、事務連絡のほか、当社より各種の商品、サービスなどご案内をさせていただく場合がございます。また、ご本人の承諾なく、お客様の個人情報が第三者に開示・提供されることはありません。